

みえ県民交流センター指定管理者制度活用の方針

1 指定管理者制度の活用に当たっての基本的事項

(1) 指定管理者制度活用の目的

県では、みえ県民交流センター（以下「センター」という。）の管理について、民間等が持つ創造的で柔軟な発想や豊富な知識を活用することにより、センターの効用を最大限に發揮し、また、利用者サービスの向上と経費の縮減を図るために指定管理者制度を活用します。

(2) 施設の設置目的

センターは、県民の自発的な社会貢献に関する活動を促進するとともに、国際化の推進を行うことを目的に設置しています。

(3) 施設運営の基本的な方向性（運営方針）

県域の市民活動センターとして、県内外の市民活動に関する情報を収集・発信することで、情報のキーステーションとしての役割を果たすとともに、県内のNPO支援組織等と連携して、NPOや市民活動への支援を行い、県内の市民活動の発展を目指していきます。

また、国際交流センターとして、三重県国際化推進指針に基づき本県の国際化を推進するため、情報の収集・提供及び県民の活動支援などを行い、国籍や民族が異なる人々が対等な関係のもとで、お互いの文化的違いを認め合い尊重する多文化共生社会づくり、国際貢献・交流活動の発展を目指し、総合的拠点施設としての役割を果たしていきます。

(4) 施設の概要

ア 施設の名称 みえ県民交流センター

イ 所在地 三重県津市羽所町 700 番地アスト津 3 階

ウ 構造規模等

床面積 876 m² (アスト津 3 階の全体面積 2,329 m²)

構造 鉄骨造

(5) 指定管理者が行う業務の範囲（業務内容、要求水準、成果目標等）

指定管理者が行う業務の具体的な内容は、次のとおりです。

なお、指定管理者が業務の遂行にあたり、県民に提供するサービスの水準を確保するため、個々の事業区分ごとに具体的な「要求水準」を募集要項の中で定めるとともに、業務の質の向上を図るため、次の「成果目標」を定めるほか、応募者からも他に成果目標を提案してもらいます。

ア 業務の内容

(ア) 施設等の利用に関する業務

(イ) 市民活動促進及び国際化の推進のための業務

- (ウ) 市民活動に関する情報の受発信に関する業務
- (エ) 地域N P O支援組織の連携交流に関する業務
- (オ) 利用料金の収受に関する業務
- (カ) 施設の維持管理に関する業務
- (キ) その他施設の管理運営上必要と認める業務

イ 成果目標

- ・センター来館者数 年間 60,000 人

(6) 利用料金制採用の考え方

センターの管理運営にあたっては、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項及びセンター条例第 19 条第 1 項の規定にもとづき、平成 21 年 4 月から利用料金制度を導入しています。次期指定管理を更新する際にも、運営上の支障がないことから「利用料金制」を採用します。

(7) 指定の期間

指定の期間は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

(8) 指定管理者に支払う施設管理経費の上限額

指定期間中における指定管理料の総額は、次に示す額を上限とします。

指定管理料の総額 142,340 千円（5 年間）

平成 24 年度	28,468 千円
平成 25 年度	28,468 千円
平成 26 年度	28,468 千円
平成 27 年度	28,468 千円
平成 28 年度	28,468 千円

2 指定管理者の募集及び選定等に関する事項

(1) 募集の方法

センターでは、多様化する住民ニーズに柔軟かつ効果的、効率的に対応するためには、サービス提供主体を創造性や効率性の高い民間事業者等から求めることが有効であると考え、利用者サービスの向上とセンターの効用を最大限に發揮し、かつ経費縮減を図るため、指定管理者を公募により選定します。

(2) 選定委員会の構成と委員選定の視点

指定管理候補者の選定にあたり、その選定過程や手続きの透明性・公正性を高めていくため、県職員以外の有識者等で構成する「みえ県民交流センター指定管理者選定委員会」を設置します。

選定委員会は、学識、経験、男女比などを考慮した上、公認会計士、市

民活動に関する有識者、施設利用代表者（公募により選定）などによる民間委員（5名を予定）で構成します。

（3）審査の方法及び審査基準等の考え方

選定委員会では、応募者から提出された事業計画書等についてヒアリングを実施した上で、次の選定基準等に基づき総合的な審査を行います。

県は、選定委員会の審査結果を踏まえ、最適と認められる団体を指定管理者の候補者として選定します。

〔選定基準〕

- ① 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- ② 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。
- ③ 事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。
- ④ 事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- ⑤ 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。

なお、詳細な審査基準、配点については、選定委員会で決定します。

3 今後の日程に関する事項（予定）

23年 4月～	選定委員会公募委員の募集
7月	選定委員会の設置
8月	指定管理者の公募
10月	第3回定例会 9月会議に選定状況を報告
10月～11月	審査、指定管理者候補者の選定
11月	第3回定例会11月会議に指定管理者指定議案を提出
24年 1月～3月	指定管理者の指定 指定管理者との協定の締結、引継 指定管理者による施設管理を開始
4月～	